



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 阪和興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川弘成
(コード番号 8078 東証第1部)
問合せ先 経営企画室長 相澤卓也
(TEL. 03-3544-2000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の当社第 68 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の当社事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）を見直し、新たに事業内容の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 27 条第 2 項（取締役の責任免除）及び第 34 条第 2 項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第 27 条第 2 項（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p> <p>5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業 <u>及び倉庫運送業</u></p> <p>6. ～15. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、<u>倉庫運送業及び貨物利用運送業</u></p> <p>6. ～15. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。<u>但し、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超え</u> <u>ることができないものとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>